



Q

消火器とはどういうものですか？



A

消火器とは、いずれも初期火災において、消火する人が安全かつ確実に消火することができる器具のことです。



Q

消火器で火を消すにはどんなやり方があるのですか？



A

- ①冷却法：燃焼している物質に水などをかけて消火する方法です。燃えている物質の温度が急低下して、火が消える原理です。
- ②窒息法：ろうそくにコップを被せると、空気中の酸素が遮断されて炎が消えます。空気中の酸素の供給を遮断し、窒息状態にして消火する原理です。この2つの方法を応用して消火します。



Q

自宅に設置する消火器はどれがよいでしょうか？



A

自宅には、住宅用消火器を設置してください。住宅用消火器はあらかじめ蓄圧したガスの消火器で、レバー操作によりバルブを開き消火剤を放出する仕組みになっています。万が一、本体が老朽化などで腐食し穴が空いてしまったとしても、内圧が上昇することなく、そこからガスが抜けてしまうので本体が破裂することはありません。蓄圧式消火器には身近な絵表示で火災の種類に応じて適応火災が示されています。

住宅用消火器



絵で表示
適応火災の種別が

住宅用消火器には、火災の種類に応じて適応火災が絵で表示で示されています。

適応火災の表示例



普通火災適応



天ぷら油火災適応



ストーブ火災適応



電気火災適応



管理しているアパートに「共用部分に消火器を置く義務がある」と消防から指導されました。廊下に設置しようと考えていますが、業務用消火器と住宅用消火器のどちらを置けばいいのですか？



消火器の設置義務のあるアパートやマンションの共用部分には「業務用消火器」を設置してください。「業務用消火器」は法令で定められた設置義務のある建物等に設置するための消火器です。業務用消火器にはどれくらいの火を消すことができるかを示す能力単位が付けられており、設置する建物等の構造や広さに応じた能力単位を満たす本数の消火器を設置する必要があります。

「住宅用消火器」は、ご家庭の中に「任意で」設置するための消火器ですので、「能力単位」が付けられていません。そのため、共用部分に住宅用消火器を設置しても、能力単位を満たすことができないため、消火器が設置してあるとは見なされません。

業務用消火器



A
B
Cで表示
適応火災が、

業務用消火は、A（普通）・B（油）・C（電気）の火災種別で分かれます。適応火災を示す絵表示と能力単位の表示が付いています。

適応火災の表示例



普通火災（A火災）



油火災（B火災）



電気火災（C火災）



Q 消火器はどこで販売していますか？



A 消火器を購入する場合、なるべく近くの販売店で購入するか、メーカーにお問い合わせします。

一般社団法人日本消火器工業会のホームページ

(<https://www.jfema.or.jp/about/choice>) 内に掲示されている会員一覧をご覧ください。



Q

住宅用消火器を店頭で見たところ、外面が赤色ではなく、カラフルな色のものがありました。赤色ではない消火器を購入しても大丈夫なのですか？



A

業務用消火器は表面積の25%以上を赤色に塗色するように規格省令に定められています。しかし、住宅に設置することを目的にした住宅用消火器は、色の定めがないため、赤色だけではなくさまざまな色のものがありますからお気に入りの消火器を購入しましょう。



Q

自動車に消火器を設置したいのですが、何か必要でしょうか？



A

自動車に積載するための自動車用消火器を販売店からご購入してください。自動車用消火器は、通常の業務用消火器とは異なり、自動車の振動に耐える構造になっています。更に落下防止のため振動に強い消火器固定金具のブラケットが付属しています。



マイホームに設置した消火器が古くなっています。
交換しなければなりませんか？



交換する義務や罰則はありませんが、旧型式消火器は製造からすでに10年以上経過している古いものは交換しましょう。

新旧規格消火器の見分け方は、

①製造年が2010年以前のものは、すべて「旧規格」の消火器です。

製造年が2012年以降のものは、すべて「新規格」で、「旧規格」の消火器ではありません。

製造年が2011年のものについては、次の内容で確認してください。

②適応火災表示のマークを確認してください



適応火災の表示の○●●を
チェックしてください。

適応火災が「文字」で「普通・油・電気」と表示されていたら「旧規格」の消火器

旧規格

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

適応火災が「絵」で表示されていたら「新規格」の消火器

新規格





Q

設置義務のある建物に旧型式消火器がありました。交換せずに設置し続けるとどうなりますか?法令違反や罰則はありますか?



A

型式が失効した消火器は法的に「消火器」と認められません(消防法第21条の5)ので、設置義務のある建物で旧規格消火器への交換を行わない場合は消火器を設置していない(未設置)状態となります。旧型式消火器だけを置き続けた状態が続き、消防用設備等の設置維持がされていないと消防長または消防署長が認めた場合には、消防用設備等の設置維持命令(消防法第17条の4 第1項・第2項)が発せられます。さらにこの命令を受けた後も改善をしなかった場合の罰則は「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」(消防法第41条の5)と定められています。



Q

消火器を誤って放射してしまいました。処分はどうしたらよいでしょうか?
また、新しい消火器を購入したいのですが、古い消火器はどうしたらよいでしょうか?



A

消火器を誤って放射したらマスクを装着してから、飛び散ってしまった消火薬剤をゴミ袋等に回収をしてください。回収作業が済みましたら、販売店に連絡して放射済みの消火器の容器とごみ袋に回収した消火薬剤の処分について相談してください。

また、古い消火器の放射または分解等は絶対にしないでください。消火器は普通のゴミと同じ扱いではありません。自治体または廃棄物処理業者に連絡しても引き取ってもらえないケースがほとんどです。販売店または販売代理店に連絡し処分を依頼してください。